

平成 28 年 9 月 7 日

国立大学法人 名古屋工業大学長 殿

名古屋工業大学職員組合
執行委員長代行 橋本



職員組合役員、過半数代表に関する申し入れ

本学における職員組合役員、過半数代表については、おおむね別添のポンチ絵（濃い矢印）のスケジュールにより、決定している。

平成 16 年の法人化以降、過半数代表は、職員組合からの推薦者（おおむね執行委員長）が教職員の選挙により信任を得る形で、決定している。

つまり、名工大教職員には、職員組合執行委員長が過半数代表として適任であるとの信頼、共通認識があるものと考えている。

しかしながら、ここ 2 回連続して、執行委員長（＝過半数代表）が、管理監督者（領域長）に選任されることにより、労使間の紳士協定である「組合員の範囲に関する確認書」に基づき、組合員（執行委員長）の籍を離れている。

職員組合としては、執行委員長の不在に対して、執行委員長代行を置くことにより対応しているが、労働組合として必ずしも健全な状態ではないと認識している。

また、過半数代表については、違法とは言えないとの判断から、管理監督者のまま過半数代表を続けていると認識している。

うがつた見方をすれば、職員組合執行委員長を大学当局が管理監督者に任命し、「組合つぶし」を図っているとの非難の余地がある。

また、過半数代表についても、管理監督者が続けることは違法ではないのかも知れないが、法の趣旨からは避けた方がよいのは、労働基準監督署のパンフレットのとおりである。

つまり、現状は、二つのリスクを抱えているものであり、このことによる無用な混乱を職員組合は望むものではない。

以上のことから、職員組合として、別添ポンチ絵（薄い矢印）により、スケジュールの改正を一案として提案するものである。

このことについて、大学当局としてどう考えられるのか、回答をいただきたい。

なお、恐縮ですが、職員組合の選挙日程の関係もあり、出来れば 9 月中を目途に回答をいただきたい。

最後に、念のため、大学当局は、職員組合執行委員長及び過半数代表の選任について
関知しない等の形式的な回答ではなく、労使の立場を越えた、本学の労働環境の改善の
ための生産的な回答をぜひいただきたい。

10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月

○ 組合役員(委員長)

